

**藤元議員** 発議第4号自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書(案)ということで、森議員の賛同を得まして、提案させていただきます。趣旨説明については本文を朗読して説明に代えさせていただきます、若干、字句の訂正があるので、④の作物栽培を防げかねずとなっておりますが、漢字が間違っています。女偏に直しておいてください。それでは読ませていただきます。

自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書(案)、農水省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これを元に2020年1月20日に召集された第201回通常国会に種苗法の改正案が上程されました。しかし、広く国民の間から、種苗法改正を懸念する声や反対の声が起き、秋の国会に延期されました。①現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾性」という形で事実上、禁止する改正案により、農家のタネ取り(自家増殖)の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど(日本の農業を支える圧倒的多数の小規模)農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するものである。②また、農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖をすべて防ぐことは物理的にも困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である、と農水省自身もかつて認めており(2017年11月付け食料産業局知的財産課)、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要はない。③在来種(一般品種)は育成者権の対象外としているが、甘藷苗やイチゴ苗なども一般品種と共に登録される可能性も否定できない。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、(小規模)農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取り、苗作りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家と共に多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録する余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業によ

る種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。④自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行している。国においては地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する「種苗法」改正の取りやめを強く求める。以上、地方自治法第99条に基づいて提出します。令和2年9月15日、徳島県海部郡牟岐町議会議長、一山稔。提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。よろしく審議をお願いします。